米子市建設工事等入札 · 契約審議会会議録

日時 平成22年8月30日(月) 午後2時

場所 米子市役所本庁舎401会議室

出席者 委員 松原雄平 牧田幸人 竹下靖彦 西村正男

前田美智子 中村富士子 田原麻里

事務局 亀井総務部長

入札契約課 斉木課長 奥谷課長補佐外

工事所管課 維持管理課 土木課 建築住宅課 農林課

計画整備課 地域振興課 環境事業課 防災安全課 水道局

議題 (1) 会長互選

(2) 平成21年度の発注状況についての報告

(3) 入札契約制度についての報告

(4) 平成21年度の入札契約の運用状況について審議

議事内容

[午後2時開始]

亀井総務部長 事務局 (あいさつ)

委員の任期更新後の初めての委員会のため、委員の皆様方のご紹介をさせて いただきます。(委員紹介)。

次に、規定に基づき会長の互選をお願いします。

※委員による互選により、松原委員を会長として決定。職務代理者については、松原会長指名により竹下委員に決定。

事務局 松原会長 では、これ以後の議事進行については、松原会長にお願いします。

では、議事に入ります。はじめに、事務局から平成21年度の落札状況と入札制度の説明をお願いする。

事務局

はじめに、平成21年度の落札状況から説明をします。

※「平成21年度建設工事等発注状況資料」について説明。

概要・・平成21年度入札物件は198件で、単純平均落札率89%(前年度90%)、加重平均落札率換算なら89.8%(前年度87.8%)となる。 次に、委員の更新時期でもあるため、改めて米子市における入札制度について説明します。

※「米子市の入札・契約制度(工事)資料」を説明。 概要・・・入札方式の種類と運用について説明。

以上のような制度の下で、現在、米子市として工事等の入札を実施しています。

なお、その中で最低制限価格については、約85%程度のラインになるように計算式が決まっているが、県がこのラインを90%程度にあげるよう今月9日以後に発注する工事から改正をした。米子市としても、建設業界の健全な発展、雇用の場の確保等の観点から、同様の見直しをする方向で検討をしています。

以上が、制度の概要ですが、何かご質問があれば、補足説明をいたします。何か委員の皆さんでありますか。

松原会長中村委員

落札率の状況の表は工事だけだが、測量等委託のものもデータとして入れてほしい。

事務局

次回の審議会からは、入れるようにします。これまでは、委託は予定価格は 非公表であったため、落札率としてのデータは出せなかったが、今年の6月以 後は公表するよう運用改正をしたため、データとして出せます。

竹下委員 事務局 竹下委員 この落札率の表は随意契約分も含まれているのか。 入札物件だけで、随意契約は含まれていません。

入札は一般競争入札が基本である。入札すべきものを分割して随意契約とすることもできる。随意契約についても、発注件数と落札率のデータを出すべきである。

事務局

次回の審議会から対応したいと考えます。

松原会長
他にはありませんか。

竹下委員

もう一点。この落札率の変動状況から見ると、加重平均落札率が、平成19年度は83.6%だったのが、平成21年度には89.8%に上がってきている。この結果を入札契約課としてはどう分析するのか。

自分としては、以前も言ったことがあるが、最低制限価格の設定は落札率を上げることにつながると指摘したが、まさにそのとおりになっている。

事務局

平成19年度と比較すると確かに落札率はあがった結果となっている。しかし、資料の平成16年度から平成19年度の落札率を見ていただきたいが、この間は下がる一方であった。これは、公共工事の発注件数が減少する中、今のような最低制限価格制度ではなく低価格入札調査制度のもとでしたもので、会社としての適正な利潤を度外視して、激しい価格競争が行われ、どんどん落札率が下がっていったものである。この結果、建設業界として経営が不安定となり倒産が続出する事態となった。そのため、このダンピング的な価格競争に歯止めをかける目的で平成20年度から最低制限価格制度の本格的運用をはじめた。

これにより、際限のない落札率の低下は止まり、最低制限価格ラインにより 落札率は、導入前よりは高くなつたものと考えている。なお、平成20年度と 21年度は実質横ばい状態と言ってよく、最低制限価格ラインに張り付いてい る状況を示していると思う。

落札率の低下が、積算単価における人件費の切り下げにもつながり、人件費 単価はピーク時と比較して3割も減少し、労働条件悪化につながる実態があ る。

今回のご質問の分析としては、政策としてのダンピング防止の効果が数字として出てきたものと思う。

松原会長

では、次に委員の皆さんから抽出された案件の審議に入りたいと思います。誰からでも結構ですので、ご質問ください。

田原委員

私として7件抽出させてもらいました。これは落札金額が最高入札金額となっているもので、例えばNo.35の案件では、8社が入札し内7社が最低制限価格制度により失格となり、結果として残った1社が落札となっています。

このような事態が起きていますが、最低制限価格の設定に問題はないのですか。また失格者が多い場合は何か検討をすべきではないでしょうか

事務局

このような失格者が大量に発生する状況は決して望ましいものとは思っていません。しかしながら、最低制限価格制度のもとでは防ぎようもないというのも実情です。

これが、以前のように低価格入札調査制度でなら、技術的に問題がない限り 失格とならないが、それだと落札率として下がる一方で、今週よりは来週、そ して次の週はもっと低い金額を提示しないと落札できないという状況であった ため、低価格入札者を失格とする最低制限価格制度をダンピング防止のため導 入した経過があり、激しい価格競争の中では失格者が出るのはやむを得ない状 況である。

なお、米子市の場合には、最低制限価格の計算式については、事前公表としており、積算能力のあるところは、失格とならないようになっている。

参考ですが、この最低制限価格の設定ラインについては、県の場合は、計算式は非公表としている。これは、非公表にすることで、最低制限価格ラインが分からないようにし、このラインではなく、会社として適正な利潤を含んだ金額での入札にと持っていきたい考えによるものであるが、そのようにしても、現実問題としては、受注をまずしなければならないという激しい価格競争の中、失格者が発生している状況である。

松原会長 事務局 松原会長 事務局 米子市の場合は、計算式は、事前とは、入札前に公表をしているのか 入札発注表の公表時点で計算式を記載しています。

業者としては、納得しての失格ということか

計算式の結果による失格であることについては理解されていると思っています。

竹下委員

入札として1社しか残らないというのはいかがなものか。

市としては、入札参加者が分からない郵便入札を採用していても、市内に本店のある業者ばかりで談合は防ぎきれない。8社が入札参加して、7社が失格するというのは入札制度の根幹にかかわるのではないか。

これまでの談合でも本命の1社だけ予定価格を下回り落札し、そのほかは予定価格を上回り、本命以外は失格になってもかまわないということもあったが、これはその裏返しといえるのではないか。

また、入札を直前に辞退する業者も問題はないのか。本命だけ参加すればいいということにならないか。

松原会長

事務局

このような事例が今後も発生していくのか。8社の内7社も失格するという極端な場合には対処がいるのではないか。

次回の資料からは、失格者の発生状況も検討する必要があるのではないか。 確かに失格者が多く出ている現状はある。

しかしながら、失格者多数で1社しか残らないとしても、それは入札としての競争性がないというのではなく、あくまでも激しい価格競争の結果と理解している。

そして、談合で本命のみ残るしくみではないかとの意見もあったが、これまでの談合事件のように話し合いができる環境にあれば、このような低い金額ラインでの決着ではなく、もっと高い落札率になると理解している。

次回からの資料では失格者がどれだけいるかのデータも提示できるようにしたいと思います。

松原会長 中村委員 次の案件についてのご質問は?

(市工事落札実績のある)大成工業は配管工事はできない会社か?水道局の工事でのNo.水18~水100までの約80件の落札結果を見ると、(大成工業以外の)16社くらいで、落札率が高い傾向が見られる。

水道局

大成工業は、配水管工事の入札指名願が出ていない。給水関係は、そのような区分での登録制度としている。

中村委員 水道局 水道局の給水管工事は16社くらいしかできないのか?

現在、指名願を出しているのは21社が登録しその内受注したのは17社で す。

中村委員 水道局 この落札一覧に出ている落札業者がほぼ全てですか?

そうです。

工事業者の入札参加願の登録は、水道局は独自にしており、市に登録があっても水道局にない業者もいる。

松原会長前田委員

事務局

次ありますか?

市道街路樹維持管理業務について、過去3ケ年間の実績を見ると、毎年、区域ごとで同じ業者が落札しているようだが?

事務局

市道での街路樹維持管理は、6~7つの区域に分けて発注しているが、確か に、同じ区域を見れば毎年同じ業者が落札している傾向がある。

この理由については、はっきりとは分からない。悪い方向で考えればきりがないが、考えられる要素としては、もともと造園業者を指名をしているが、業者数自体が多くない上に、街路樹管理は、区域ごとで特性があり、受注実績のあるところがそのノウハウを知っているため受注意欲が高く、逆に他のところには手を出しにくいということもあるかもしれないが、はっきりとしたことは分からない。

松原会長 竹下委員 次ありますか?

松くい虫防除事業で、昨年度も談合があるのではないかという論議がこの会であったが、そのときは、市は山林の状況を把握しているものが落札しているのではと説明していた。しかし、先ごろの新聞報道では、やはり談合が森林組合の中でされていたということであった。なのに、市として指名停止措置を行っていないのはなぜか。

事務局

その新聞報道について事実経過を申し上げる。鳥取県森林組合連合会に国が 監査に入ったところ、入札参加した他の森林組合間で談合があったと疑われる メモが見つかり、それ以後、県が調査をしたものであるが、以下は担当課で説 明する。 農林課

この件について、鳥取県が調査し、6月22日県公表、6月23日新聞報道では、日南町森林組合はそのような事実はなし、そして県東部や八頭森林組合では独占禁止法に抵触、米子市の入札参加業者の大山森林組合や西部森林組合では抵触すると断定できないということであった。そして、県は公正取引委員会に報告したということだが、その結論はまだない。

事務局

県は公正取引委員会に報告済みだが、指名停止については、公正取引委員会での独占禁止法違反の認定後になるため、まだその決定がされていないため指名停止措置はしていない。

竹下委員 事務局 談合が疑われた事例なのに、入札契約課は当事者にヒアリングはしたのか? 今回の事例は、米子市だけではなく県下全体に関係することで、監督権のある鳥取県が調査を始めており、ヒアリングは県に委ねた。市としては独自のヒアリングはしていない。

竹下委員

市としても契約をしているのだから、当事者としてヒアリングをしないのは どうか

事務局

市としてはヒアリングをしていないが、ほったらかしとしいうことではなく、県の情報は適宜把握していた。

竹下委員

ヒアリングをしていたら、この入札契約審議会メンバーは立ち会うことができた。会長はどうお考えか。

松原会長

市として当事者であったならば、ヒアリングをして審議会メンバーも傍聴できるようにすべきではなかったかと思う。

他にご質問はありますか。

竹下委員

次に、No.189のクリーンセンター焼却炉設備修繕工事だが、随意契約をしているが、落札率が99.4%と高い結果となっている。クリーンセンター談合問題のときにも言ったが、相手の金額をそのまま受け入れるようなことでは問題だ。JFEは談合があったとして市に損害賠償金15億円ほど支払ったが、それを少しでも取り返そうというような気で金額提示されても困る。

そのため、近隣市町村の類似施設での契約データを集めて参考にすべきではないか。例えば松江市の場合には新しい工場を作るが。

事務局

随意契約の場合、相手が特定することになるが、この場合でも、見積金額が 適切かどうかの検討は担当課でしている。また、契約内容も更新のたびに検討 をし、分割して入札に付する部分があれば入札にし、随意契約とするのは必要 最小限にする努力はしている。

環境事業課

米子市のクリーンセンターと同方式での焼却炉はないので、そのデータは集めていない。

その代わりに、全国都市清掃会議というところが、焼却施設関係の建設や修繕の積算基準・方法を作成しており、これを参考にしている。

竹下委員 中村委員

松江市の工場が稼動すれば情報交換など努力してほしい。

同じクリーンセンター関係だが、No.G 1 0 9 の灰出し設備年次点検整備業務委託は落札率66.6%と低いのはなぜか。

環境事業課

この業務は、さきほど入札契約課も説明したように、随意契約としていたものでも、契約内容を検討し、分離して入札できるものは入札に切り替えたものである。この業務については、地元業者も含めて入札をし、荏原環境プラント(株)が落札をした。この入札については、予定価格も最低制限価格も公表していなかったのも低くなった要因のひとつかと思う。

竹下委員

クリーンセンターというと、どうしても特定メーカーとの契約という感じがあるが、そのように契約の見直しをするという努力をしているのなら、もっと市民にアピールしてもいいのではないか。

次に、随意契約の物件を見ると高いのは100%もあれば、低いの60%台もある。この理由は?

事務局

130万円以下の少額随意契約については、入札発注のように予定価格は事前に公表する方式とはしていない。そのため、予定価格以上の見積が出ることがあれば再度提出してもらい、結果としてやっと予定価格を下回るということで、落札率として見れば高いものもあれば、はじめから低い金額のものもある。

竹下委員

予定価格を超える見積金額もあるということか。

事務局

よくある。特に少額工事であるので、例えば、塗装であれば、予定価格としては必要な部分の塗装材料費などの積算になるが、業者の立場とすれば、いくらその面積が狭くても、材料購入は缶単位であり、ロス分も含めて積算する。市としても、もちろんある程度その事情を考慮して積算はしているが、どうしても見積金額の方が上回ることはよくある。

松原会長

次に、私が抽出したNo.200の皆生漁港西防波堤工事の関係であるが、この中でブロック製作のみとなっているが、ブロックメーカーも何社かあるが、どのような選定したのか。

農林課

今回の工事は、製作ヤードにて型枠にコンクリートを入れて固める工事内容であるが、どのようなブロックにするかについては、工事に先立ち設計業務委託を発注しており、その時点で決定する。

中村委員

この工事は同じような業者だが。

事務局

港湾工事であり、登録業者は県内でも数社しかいない。

松原会長

次に、№199の皆生地区漁礁設置工事であるが、この漁礁はFP漁礁となっているが、どのようなプロセスで選定がされたのか。

農林課 松原会長 工事発注に際し、事前に設計委託を発注しており、その中で決定している。 他の委員の方のご質問はありませんか?

牧田委員

私は、総合評価方式の案件を抽出したが、はじめの制度説明でだいたい理解できた。

西村委員

平成22年度になって何か制度改正をしたことがあるか?

前回の審議会資料では、制度改正の変遷に関する資料がついていたが、今回はついていない。

事務局

今回は、大きな制度改正はしていない。ただ、冒頭説明したように最低制限価格ラインを県と同様に90%まで引き上げることをこれから検討する。

なお、大きな制度改正はないと話したが、細かい見直しはいくつかある。例として挙げると、工事希望型指名競争入札における2割非指名制度で、審査項目の配点を指名回数分を20点から10点に、受注量分を30点から40点に変更した。これは、土木A級への入札物件では指名減点を恐れて参加申し込みがしにくいという意見があったことに配慮したものである。他には、予定価格の事後公表を6月以後から実施しました。

竹下委員

以前の審議会では、総合評価方式とはどんなものか、もっと分かりやすい資料が配布されたが。

事務局

次回から、制度関係の資料は、毎回、参考資料として添付することにします。

なお、総合評価方式入札のしくみについては、冒頭には簡単に説明したが、 もう少しくわしく説明した方がいいでしょうか。

松原会長 事務局 説明をしてほしい。

(総合評価方式入札のしくみを説明。説明概要・・落札者を決定するに当たり、単に金額だけで決定するのではなく、金額:技術力=7:3のウェイトで技術力も含めて評価するもの。その技術力評価の方法としては、米子市のこれまでの工発注した工事での成績点数を会社分と配置予定技術の両面で評価する。なお、受注実績のない業者の場合、基礎点としては65点であったが、これでは実質的な競争力がない現状から今年6月からは81点に引き上げる見直しをする。)

竹下委員 事務局 松原会長 入札金額が安い会社が落札できるとは限らないということでいいのか? 技術力も含めての落札決定であり、そのとおりです。

他にはありませんか

田原委員

要望ですが、今日、当日配布資料となっていた米子市の入札制度の説明資料などは、事前に配布してもらいたい。

事務局

次回からそのようにします。

竹下委員

この審議会の開催回数として、年1回で2時間ほどの会議で1年間分の案件を審議するのは時間的にきびしい。以前は、年2回とかしたこともあり、これからは2回に増やして審議すべきではないか。

事務局 松原会長 年2回開催することを検討したい。

資料作成もたいへんだろうが、年度内にもう1回開催するよう検討してほしい。

中村委員

用意してもらうデータとして、もっとこまかい分析できるようなものがほしい。工事の種類ごと、課別での状況とか。

事務局できるだけご要望にかなう資料は作っていきたい。ただ、課別での落札率に

ついては、工種ごとでの違いはあっても、課が違うからということではそんな

に差はないと思っている。

竹下委員
それから公契約条例について、野田市が制定をしたが、ぜひこの資料を次回

用意しておいてほしい。賃金切り下げをどう防いでいるのかその方法が知りた

٧١°

事務局 公契約条例については、今年5月に野田市長が琴浦町に講演に来たときも聞

きに行ったし、視察も予定している。今後も研究はしていく予定なので、資料

は用意する。

松原会長 他に委員のみなさんから質問とか要望がなければ、これで終わりにしたい。

[午後4時20分終了]